

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【公表番号】特表2016-521566(P2016-521566A)

【公表日】平成28年7月25日(2016.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-044

【出願番号】特願2016-518867(P2016-518867)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
A 6 1 K	39/155	(2006.01)
A 6 1 K	39/39	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	Z N A A
C 1 2 N	5/10	
A 6 1 K	39/155	
A 6 1 K	39/39	
A 6 1 P	31/14	

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アミノ酸2～77を欠損した変異Pタンパク質をコードするためのリン酸化タンパク質(P)遺伝子に改変された核酸を含む、ゲノム複製欠損センダイウイルス(SeV)ベクターであって、該核酸は、さらに、呼吸器合胞体ウイルス(RSV)F細胞外ドメイン又はその免疫原性フラグメント若しくは変異体、RSV F膜貫通ドメイン又はその機能的フラグメント若しくは変異体、及び、SeV F細胞質ドメイン又はその任意のフラグメント若しくは変異体、をコードするものであって、あるいは、該核酸は、さらに、RSV F細胞外ドメイン又はその免疫原性フラグメント若しくは変異体、及び、RSV F膜貫通ドメイン又はその機能的フラグメント若しくは変異体、を含むFタンパク質をコードする、ゲノム複製欠損センダイウイルス(SeV)ベクター。

【請求項2】

該RSV細胞外ドメインは、RSV Fタンパク質のアミノ酸1～524に対応し、及び/又は、該RSV膜貫通ドメインは、RSV Fタンパク質のアミノ酸525～550に対応し、及び/又は、該SeV細胞質ドメインは、SeV Fタンパク質のアミノ酸524～565に対応する、請求項1に記載のゲノム複製欠損SeVベクター。

【請求項3】

該キメラFタンパク質は、本質的に、細胞質ドメインが欠損している、請求項1又は2に記載のゲノム複製欠損SeVベクター。

【請求項4】

該核酸は、さらに、可溶RSV Fタンパク質又はその免疫原性フラグメント若しくは変異体をコードする、請求項1～3のいずれか1項に記載のゲノム複製欠損SeVベクタ

一。

【請求項 5】

該可溶 RSV F タンパク質が、 RSV F タンパク質の細胞外ドメイン又はその免疫原性フラグメント若しくは変異体である、請求項 4 に記載のゲノム複製欠損 S e V ベクター。

【請求項 6】

該核酸が、可溶 RSV F タンパク質又はその免疫原性フラグメント若しくは変異体をコードしない、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のゲノム複製欠損 S e V ベクター。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクター、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のゲノム複製欠損 S e V ベクターの核酸若しくはその相補体、及び / 又は、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のゲノム複製欠損 S e V ベクターの核酸をコードする、若しくは該核酸の相補体をコードする DNA 分子、を含む宿主細胞。

【請求項 8】

( i ) 請求項 7 に記載の宿主細胞を培養すること、及び

( i i ) 該細胞培養物から該ゲノム複製欠損 S e V ベクターを回収すること、を含む請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクターを製造する方法。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクター、及び、 1 以上の薬学的に許容される担体を含む、ワクチン。

【請求項 10】

さらに、アジュバントを含む、請求項 9 に記載のワクチン。

【請求項 11】

哺乳動物において、 RSV 感染又は RSV 感染関連疾患の治療に使用するための、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクター。

【請求項 12】

該哺乳動物が、ヒト被験体である、請求項 11 に記載の使用のためのゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクター。

【請求項 13】

該ヒト被験体が、早産のヒト幼児若しくは RSV 感染に対する入院のリスクがあるヒト幼児を含むヒト幼児又は小児、高齢者、ヒト免疫無防備状態の個体、移植レシピエント、あるいは、慢性疾患を罹患している個体、である、請求項 11 又は 12 に記載の使用のためのゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクター。

【請求項 14】

該ワクチンが、非経口的、局所的又は粘膜的に投与される、請求項 11 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の使用のためのゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクター。

【請求項 15】

該非経口投与が、皮下、静脈内、腹腔内又は筋肉注射によるものである、請求項 14 に記載の使用のためのゲノム複製欠損センダイウイルス ( S e V ) ベクター。